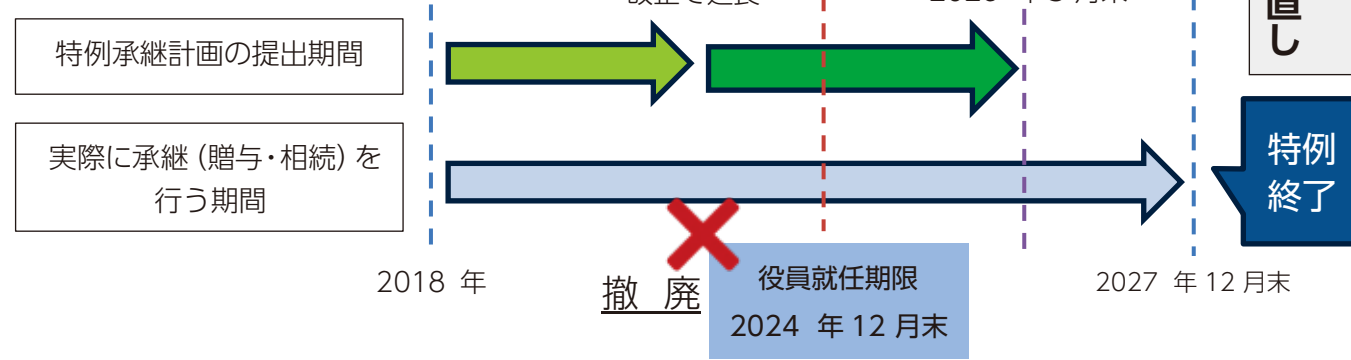


◎事業承継税制特例措置における役員就任要件の事実上撤廃（自社株贈与時）

⇒2024年末（特例措置が終了する2027年12月末の3年前まで）までに後継者を自社の役員に就任させなければならないとする要件が、事実上撤廃。
⇒新たな手続きなく、株式贈与の直前までに役員に就任すればよい。



【特例措置のスケジュール】



法人版・個人版
事業承継税制の見直し

事業承継税制（特例措置）とは

先代から非上場自社株を贈与・相続する際の税負担が100%猶予（要件を満たすと免除）される制度。2027年末までの時限措置。

税制活用までの基本的な手続きの流れ（贈与の場合）

- Step①：特例承継計画を都道府県庁へ提出する
〈2026年3月末まで〉
Step②：後継者が自社の役員に就任する〈代表取締役就任直前まで〉
Step③：後継者が代表取締役に就任し、先代から自社株を譲り受ける
〈2027年12月末まで〉
Step④：認定申請書を都道府県庁へ提出し認定を受ける
〈贈与を受けた翌年の1月15日まで〉

☑【その他の税制改正等、関連リンク集】

中小企業庁のサイトに、税制改正や各制度の内容や詳細な対象要件が掲載されています。また今回は法人版の事業承継税制について主に解説しましたが、個人版の事業承継税制もありますので、ご確認ください！



法人版事業承継税制(特例措置)



中小企業経営強化税制



中小企業投資促進税制



固定資産税の特例

◎中小企業向け設備投資減税の延長・拡充 【設備投資減税の全体像】

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	2年延長 中小企業経営強化税制 ※1 即時償却 or 税額控除10%（7%）※2 経営力向上計画の認定が必要（申請先は所管省庁窓口） 2年延長 中小企業投資促進税制 30%特別償却 or 税額控除7% ※3 特別償却：事業用資産の取得価額に一定割合を乗じた額を、通常の償却費に加えて損金算入できる制度 税額控除：事業用資産の取得価額に一定割合を乗じた額を、法人税等から控除できる制度			
	2年延長 償却資産に係る固定資産税の特例 ポイント② 延長・拡充 2年延長 償却資産に係る固定資産税の特例 固定資産税の負担を軽減			



- ※1：現行措置は類型の整理（一部廃止）と要件（指標）の見直しを行う
※2：資本金3,000万超の中小企業者等の税額控除率は7%
※3：資本金3,000万超の中小企業者等は特別償却のみ選択可能

税制改正のポイント
中小企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制

💡ポイント1 中小企業経営強化税制の拡充及び延長

- ・適用期限を2年間延長。（令和8年度末（2026年度末）まで）
- ・100億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う建物を対象設備に追加する。
- ・建物を新增設した際、その年度末の雇用者給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用する。

💡ポイント2 償却資産に係る固定資産税の特例の延長・拡充

- ・赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資を後押しするため、賃上げを行う企業を対象に、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長する（令和8年度末（2026年度末）まで）とともに、賃上げ率に応じて、軽減率を引き上げる。
- ・具体的には、賃上げ率を1.5%以上引き上げる方針を表明した場合は、3年間、課税標準を1/2に軽減する。賃上げ率を3%以上引き上げる方針を表明した場合は、5年間、課税標準を1/4に軽減する。